

[別紙]

事業報告書

(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 なかむら内科診療所
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市万屋町5番7号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和62年 9月 1日

- (4) 設立登記年月日 昭和62年 9月10日

- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	中村 良三	
理事	中村 慶子	
理事	福島 二三子	
監事	中村 元徳	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 なかむら内科診療所	長崎県長崎市万屋町5番7号	無床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和3年7月19日 令和2年度決算の決定
- 令和3年7月19日 令和3年度役員報酬限度額の決定
- 令和3年7月19日 役員選定の決議

法人名 医療法人社団 なかむら内科診療所
 所在地 長崎市万屋町5番7号

※医療法人整理番号

貸借対照表
 (令和 4年 5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	44,056	I 流動負債	4,485
II 固定資産	23,087	II 固定負債	0
1 有形固定資産	9,911	負債合計	4,485
2 無形固定資産	1,015	純資産の部	
3 その他の資産	12,160	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	52,657
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	62,657
資産合計	67,143	負債・純資産合計	67,143

法人名 医療法人社団 なかむら内科診療所
 所在地 長崎市万屋町5番7号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 6月 1日 至 令和 4年 5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	96,397
2 事業費用	94,498
本来業務事業利益	1,898
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,898
II 事業外収益	420
III 事業外費用	279
経常利益	2,040
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,040
法人税等	71
当期純利益	1,969

様式 2

法人名 医療法人社団 なかむら内科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎市万屋町5番7号

財 産 目 録

(令和 4年 5月31日現在)

1. 資 産 額	67,143 千円
2. 負 債 額	4,485 千円
3. 純 資 産 額	62,657 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	44,056
B 固 定 資 産	23,087
C 資 産 合 計 (A+B)	67,143
D 負 債 合 計	4,485
E 純 資 産 (C-D)	62,657

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人社団 なかむら内科診療所
理事長 中村 良三 殿

私は、医療法人社団 なかむら内科診療所の令和3年度第35会計年度(令和3年 6月 1日から令和4年 5月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和 4年 7月 19日

医療法人社団 なかむら内科診療所
監事 中村 元徳